

妊娠中の教室・交流会

沐浴実習や栄養士の講話、妊婦さん同士の交流会などがあります。詳しくは、日程表(親子(母子)健康手帳交付時に配布)や市のホームページ等でご確認ください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金第1号被保険者の方で、今後出産予定もしくは出産された方は、出産(予定日)前後の4か月間(多胎は6か月間)の国民年金保険料が免除となります。出産予定日の6か月前から届出ができます。※出産後も届出いただけます。

申請に必要なもの 親子(母子)健康手帳、基礎年金番号がわかるもの、本人確認書類

問合せ先 医療・年金課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

産前産後期間の国民健康保険料免除

国民健康保険の被保険者で出産された方、今後出産予定の方は、出産(予定)日前後の4か月間(多胎は6か月間)の国民健康保険料が免除となります。出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

届出に必要なもの 親子(母子)健康手帳などの出産(予定)日や多胎妊娠が分かるもの、世帯主と出産する方の個人番号が分かるもの、本人確認書類

問合せ先 健康保険課、各総合支所市民福祉課

マタニティタクシー

事前登録で、主に陣痛が始まった時などに優先して配車してくれる民間タクシー会社の送迎サービスです。研修を受けたドライバーが24時間対応します。



ママ安心 あんさん タクシー	久留米西鉄タクシー(株) 【TEL 21-0011 メール info@kurume-nishitaku.co.jp】
ママ サポート タクシー	久留米第一交通(株) 【TEL 32-4452・FAX 38-2900】 ※インターネットからの登録も可能 https://www.daichi-koutsu.co.jp/taxi/mamasapo/form/form.php



2 赤ちゃんが生まれたら

出生届

チェック欄□

赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内に届け出てください。

届出に必要なもの ①出生証明書、②親子(母子)健康手帳

問合せ先 市民課、各総合支所市民福祉課、市民センター

マイナンバーカード

チェック欄□

交付を希望される場合は、申請が必要です。

《出生届出と同日に申請をされる場合》

(夜間・休日窓口で出生届出をされた場合は、翌開庁日)
出生届を提出する市町村で申請が必要です。

申請に必要なもの

①「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」
(法定代理人が記載したものに限り)

②出生届出済証明

《出生届出をされた翌日以降に申請をされる場合》

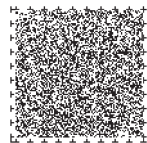
(夜間・休日窓口で出生届出をされた場合は、翌々開庁日)

申請に必要なもの

申請方法により異なりますので、マイナンバーカードコールセンターにてご確認ください。

問合せ先 マイナンバーカードコールセンター

各総合支所市民福祉課
市民センター



出生連絡票

チェック欄□

子育て支援の情報提供や健康相談のために必要です。用紙を親子(母子)健康手帳交付時に配布しますので、忘れずに提出してください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター、各保健センター、各市民センター（上津を除く）等

子ども医療費助成制度

チェック欄□

子どもの医療費の一部を助成します(入院時の食事代や部屋代等を除く)。小学生以上は一部自己負担があります。

対象 0歳以上中学3年生までの子ども

自己負担の上限額 (1つの医療機関ごと)

子どもの年齢	通院	入院	調剤薬局
0歳から小学校就学前まで	自己負担なし		
小学生	1か月1,000円	自己負担なし	自己負担なし
中学生	1か月1,600円		

申請に必要なもの

①子どもの健康保険の内容がわかるもの

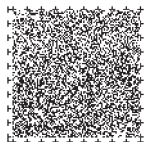
②保護者のマイナンバーがわかるもの

※ 生まれた日から助成を受けるためには、その翌日を含めて30日以内に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 医療・年金課

各総合支所市民福祉課

各市民センター



児童手当

チェック欄□

高校生年代までの子どもの養育者に支給されます。

児童の年齢	児童1人あたり月額
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

- ・所得制限はありません。
- ・出生日の翌日から15日以内に申請してください。
- ・「第3子以降」とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子どものうち、3番目以降をいいます。
- ・公務員の方は、勤務先に申請してください。
- ・申請に必要なものなど、詳しくは市ホームページでご確認ください。

問合せ先 家庭子ども相談課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

出産育児一時金（出産費用の経済支援）

チェック欄□

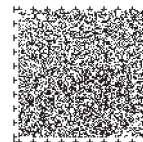
健康保険加入者に出産育児一時金が支給されます。出産する医療機関の窓口等で手続きが必要です。詳しくは、医療機関又は下記までお問い合わせください。

《国民健康保険加入の方》差額等が生じた場合の申請に必要なもの

- ①出産した人および世帯主のマイナ保険証または資格確認書
- ②出産した人および世帯主のマイナンバーがわかるもの
- ③世帯主の通帳
- ④出産費用の領収・明細書（産科医療補償制度の押印、又は有無の記載があるもの）
- ⑤直接支払制度利用の有無が記載されたもの
- ⑥死産あるいは流産の場合は在胎週数が記載された医師の証明書

問合せ先 健康保険課、各総合支所市民福祉課、各市民センター

※ 国民健康保険以外の方は、加入している医療保険者へお尋ねください。



新生児・産婦訪問

保健師・助産師が訪問し、赤ちゃんの身体測定やお母さんの体調確認、子育ての相談に応じます。

対象 生後3か月までの赤ちゃんがいる家庭

問合せ先 こども子育てサポートセンター、各保健センター等

妊婦支援給付金（2回目）

新生児・産婦訪問時に5万円の給付金申請書をお渡しします。詳細は訪問時にご説明します。流産・死産の際は別途連絡してください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター、家庭子ども相談課

新生児聴覚検査・産婦健康診査

新生児聴覚検査の受診票（助成券）、産婦健康診査（産後2週間と産後1か月）の受診票（助成券）を利用できます。指定の医療機関でご利用ください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

エンゼル支援訪問事業

（1）産前産後ヘルパー派遣（エンゼル応援隊）

産前産後で家事や育児が困難なとき、周りからの支援が十分に見えない家庭を、経験豊富なヘルパー（エンゼル応援隊）が訪問し、サポートします。

対象期間	親子(母子)健康手帳交付後～出産退院後6か月以内（最高60日） ※ 多胎児や低出生体重児（2,500g未満）の場合は、2歳までに最高90日
利用時間	9時～17時（1日4時間まで） ※ 日曜・祝日、年末年始を除く
利用回数	1日1回 ※ 保育所・幼稚園への送迎は、1日2回利用可
利用料	1時間につき500円（生活保護・市民税非課税世帯は無料）
申込期限	利用を希望する日の2日前まで ※緊急時を除く

※ 里帰り出産などで一時的に市内に滞在している場合は、滞在先の方の申込みと利用料負担で利用できます。

（2）専門的訪問支援

子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士や保健師等が訪問し、相談に応じます。

対象 0歳から就学前までの子どもがいる家庭

訪問時間 9時～17時（日曜・祝日、年末年始を除く）

問合せ先 松柏子育て支援センター

産後ケア事業

市内の産婦人科や助産院で、宿泊または日帰りで母子のケア、授乳指導、育児指導を受けることができます。

世帯の状況によって利用料が異なります。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

多胎児家庭への育児支援

（1）多胎児子育てサークル

双子、三つ子の保護者で妊娠中から子育て中の方を対象に、多胎児特有の相談を受けたり、情報交換や勉強会、交流会などを行っています。

活動場所 南部保健センター（上津町1丁目13-22）他

問合せ先 ツインズクラブ・村井【TEL 090-3417-0476】

こども子育てサポートセンター

（2）産前産後サポート事業

多胎児の先輩ママが、ご希望に応じて対象者のご家庭などを訪問し、子育てなどに関する相談に応じます。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

家事・育児訪問支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭（原則 18 歳までのこどもがいるご家庭が対象）や妊婦さんがある家庭を支援員（ヘルパー）が訪問して、家事・育児を支援します。

◆利用ルール（原則）

《利用時間》午前 8 時 30 分～午後 6 時まで

《利用期間》3 か月以内で平日の利用（年末年始（12/29～1/3）を除く）

《利用上限》週 2 回、1 日当たり 1 回、2 時間以内

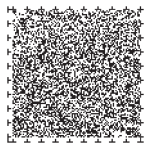
◆利用者負担額（下記シートのとおり）

世帯区分	利用者負担額(A+B)	
	A:1時間当たり	B:1回当たり
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円(300円)	0円(190円)
③市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	0円(600円)	0円(370円)
④その他の世帯	1,500円	930円

※②については年間 96 時間、③については年間 48 時間を超えるとカッコ内の額になります。

◆利用の流れ

- ①まずはこども子育てサポートセンターにお問合せ下さい。市職員がご自宅に訪問し詳細を聞き取るための日程調整を行います。
- ②市職員の訪問時、利用をご希望される場合は申請書を提出いただきます。※ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合があります。



3 子どもの健康・予防接種・医療

乳幼児健康診査

4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・3 歳児に対し無料で乳幼児健診を、1 歳・1 歳 6 か月・3 歳児に対し無料で幼児歯科健診を実施しています。対象者には前月に案内を郵送しますので、必ず受診してください。

※ 4 か月・10 か月健診を行っている小児科は 12 ページをご覧ください。

問合せ先 こども子育てサポートセンター

日曜在宅医

休日等（日曜・祝日、年末年始）の急病患者を診察します。

在宅当番医の確認方法

① 広報久留米・新聞

② 久留米市のホームページ

久留米市 日曜在宅医



③ 久留米市公式 LINE のメニュー

子ども医療費助成制度

5 ページをご覧ください。

救急医療電話相談

最終ページをご覧ください。

